

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法：第2条）

〈物理的な影響を与える行為〉とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3. いじめの態様

- ① 冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

4. いじめに対する考え方

- (1) 「未然防止」「早期発見」「早期対応」が大原則
- (2) 「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で早期対応
- (3) 子供の訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応
- (4) 悪いのはいじめる側であっていじめられる側ではないのは明らかであり、いじめの指導といじめられた側の気持ちへの寄り添いが基本
- (5) 一部の問題とせず、学校全体で組織的に対応
- (6) いじめの解消は、被害者に対する心理的または物

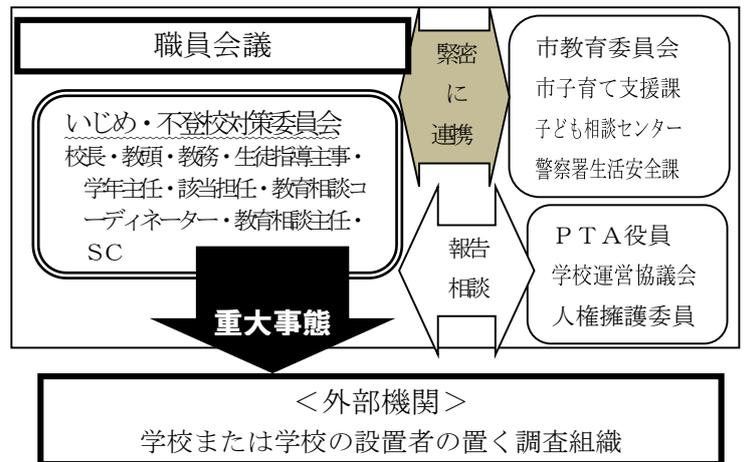
理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安として）継続しており、被害者が心身の苦痛を受けていない状態とする。

II いじめの防止等の対策のための組織

1. 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため校内に「いじめ・不登校対策委員会」を置く。「いじめ・不登校対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

2. 「いじめ・不登校対策委員会」の組織



3. 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施，具体的な行動計画の作成，実行，検証，修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口業務
- (3) 関係機関，専門機関との連携
- (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して，関係する生徒の事実関係の聴取，指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに，その原因がいじめにあるかの判定
- (7) 重大事態に関わる事実関係を明確にする調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

III いじめに関する取組

1. いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ① 一人ひとりに成就感・達成感をもたせる授業の工夫
- ② コミュニケーション能力を高める授業の充実
- ③ 授業規律の確立・教室環境の整備
- ④ 授業評価アンケート等を活用した授業の改善

(2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進

- ① 自尊感情を高める学級活動，学校行事の推進

- ② 対人関係能力を高める社会体験や異年齢交流活動の充実（体育大会・合唱発表会等）

(3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ① 継続的・系統的な道徳や人権教育の推進
- ② 部活動等の体験活動や朝学習の充実
- ③ 「挨拶」「礼儀」指導を通じた規範意識の醸成

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- ① 人権や情報モラルに関する講演会の開催
- ② 「いじめ防止」啓発活動，リーフレットの配布
- ③ いじめ防止等について，生徒の主体的な活動の推進

(5) 保護者を対象とした取組の推進

- ① 学年や学級通信，HPによる広報活動の推進
- ② 学級懇談会やPTA会合における指導方針や情報の提供

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ① 言動と態度についての自己評価・相互評価
- ② 校内研修会の実施（年2回）
- ③ 行政等との関係機関との情報交換

2. いじめの防止・発見・解決のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ① いじめに関する情報については，「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。
- ② 「いじめ・不登校対策委員会」の情報については各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ③ 緊急の場合は，職員会議等で情報を共有する。

(2) 全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査の実施

いじめを早期に発見するため，定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① Shall We Talkアンケート（記名式5回・5年保存）
- ② いじめアンケート年2回（無記名式6月，2月）
- ③ 切磋琢磨ノートの有効活用（定期的な点検）

(3) 相談体制の整備と周知（気軽に相談できる環境づくり）

- ① 教育相談週間の実施（6，11月）
- ② 相談窓口の設置およびいじめ相談電話など外部機関の生徒・保護者への周知徹底
- ③ スクールカウンセラーや関係機関との情報共有

3. いじめ事案への対処

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢で対応する。いじめを行った生徒には，教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導や支援を行う。いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

4. 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じている疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を，恵那市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5. PTAの取組

恵那東中学校PTA宣言（H29.10策定 H30.4改訂）

いじめ防止にかかわり，生徒のインターネット利用に関する具体的な約束づくりを提案します。

保護者は，生徒の端末利用にかかわって，

- ・生徒の発信する情報に，保護者が責任をもつこと。
- ・インターネット（学校で利用を薦めていないツイッターやLINE）の利用を，保護者が許可する際は，家庭での利用ルールを徹底し，保護者自身が閲覧して確認すること。
- ・保護者のグループLINEなどで生徒情報のやり取りをしないこと。
- ・東中PTA相談窓口電話の設置

いじめ・不登校対策 年間計画

月	未然防止・早期発見・早期解決の取組	保護者・地域との連携
4	学級通信 いじめ未然防止集会 「いじめ防止基本方針」配付 第1回SWT（教育相談）	PTA総会における「いじめ防止基本方針」の説明
5	第1回校内職員研修 いじめに関する道徳授業 第2回SWT（教育相談）	クラブ説明会
6	第1回いじめアンケート（教育相談）	
7	命の日の集会，人権作文	三者懇談
8	第2回校内職員研修	
9	第3回SWT（教育相談）	
10		
11	第4回SWT（教育相談）	
12	人権に関わる道徳授業 あったかい言葉かけ運動 ひびきあい活動	クラブ説明会 三者懇談
1	第5回SWT（教育相談）	
2	「いじめ防止基本方針」の見直し 第2回いじめアンケート教育相談	新入生半日入学
通年	いじめ・不登校対策委員会 道徳教育 体験学習 部活動の充実 生徒会によるよさ見つけ（プラスの日） 教育相談委員会（月1回）	あいさつ運動 ネット利用調査